

水道（水道用水供給）事業休止（廃止）許可申請 審査基準

水道法

第十一条 水道事業者は、給水を開始した後においては、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の許可を受けなければ、その水道事業の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。ただし、その水道事業の全部を他の水道事業を行う水道事業者に譲り渡すことにより、その水道事業の全部を廃止することとなるときは、この限りでない。

2 地方公共団体以外の水道事業者(給水人口が政令で定める基準を超えるものに限る。)が、前項の許可の申請をしようとするときは、あらかじめ、当該水道事業の給水区域をその区域に含む市町村に協議しなければならない。

3 第一項ただし書の場合においては、水道事業者は、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

第三十一条 第十一条第一項及び第三項、第十二条、第十三条、第十五条第二項、第十九条(第二項第三号を除く。)、第二十条から第二十三条まで、第二十四条の二、第二十四条の三(第七項を除く。)、第二十四条の四、第二十四条の五、第二十四条の六(第一項第二号を除く。)、第二十四条の七、第二十四条の八(第三項を除く。)、第二十四条の九から第二十四条の十三までの規定は、水道用水供給事業者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十一条第一項	水道事業の全部又は	水道用水供給事業の全部又は
第十一条第一項ただし書	水道事業の	水道用水供給事業の
	水道事業を	水道用水供給事業を

水道法施行令

第四条 法第十一条第二項に規定する政令で定める基準は、給水人口が五千人であることとする。

水道法施行規則

第八条の三 法第十一条第一項の許可を申請する水道事業者は、申請書に、休廃止計画書

及び次に掲げる書類（図面を含む。）を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 水道事業の休止又は廃止により公共の利益が阻害されるおそれがないことを証する書類
 - 二 休止又は廃止する給水区域を明らかにする地図
 - 三 地方公共団体以外の水道事業者（給水人口が令第四条で定める基準を超えるものに限る。）である場合は、当該水道事業の給水区域をその区域に含む市町村に協議したことを証する書類
- 2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 申請者の住所及び氏名（法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
 - 二 水道事務所の所在地
- 3 第一項の休廃止計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 休止又は廃止する給水区域
 - 二 休止又は廃止の予定年月日
 - 三 休止又は廃止する理由
 - 四 水道事業の全部又は一部を休止する場合にあつては、事業の全部又は一部の再開の予定年月日
 - 五 水道事業の一部を廃止する場合にあつては、当該廃止後の給水区域、給水人口及び給水量
 - 六 水道事業の一部を廃止する場合にあつては、当該廃止後の給水人口及び給水量の算出根拠

第八条の四 厚生労働大臣は、水道事業の全部又は一部の休止又は廃止により公共の利益が阻害されるおそれがないと認められるときでなければ、法第十一条第一項の許可をしてはならない。

第五十二条 第三条、第四条、第八条の三（第一項第三号を除く。）から第十一条まで、第十五条から第十七条の三（第三項第一号ロを除く。）まで、第十七条の四及び第十七条の五（第五号を除く。）から第十七条の十二までの規定は、水道用水供給事業について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四条	第七条第五項第八号	第二十七条第五項第七号
第八条の三第一項	第十一条第一項	第三十一条において準用する法第十一条第一項
第八条の三第一項第二号	給水区域	給水対象
第八条の三第三項第一号	給水区域	給水対象

第八条の三第三項第五号	給水区域、給水人口	給水対象
第八条の三第三項第六号	給水人口及び給水量	給水量
第八条の四	第十一条第一項	第三十一条において準用する 法第十一条第一項

水道法施行細則

第七条 法第十一条第一項(法第三十一条において準用する場合を含む。)の許可を受けようとする水道事業者又は水道用水供給事業者は、水道(水道用水供給)事業休止(廃止)許可申請書(別記第五号様式)を知事に提出するものとする。